

SMBC NEWS



2016年6月2日

上海市、社会保険納付比率引き下げ及び最低賃金調整

上海市人民政府は2016年3月21日付で、「当市の都市従業員の社会保険納付比率調整に関する通知」(滬府発[2016]18号)を公布し、養老保険・医療保険を各1%、失業保険を0.5%、企業が負担する社会保険料の納付比率を合計2.5%引き下げました。本変更は2016年1月1日に遡って適用され、1月1日以降に従前の納付比率に基づき納付された社会保険料については返金が行われるものとされています。

1. 上海市における社会保険納付比率

上海市の都市従業員社会保険納付比率				
項目	企業負担		従業員個人負担	
	調整前	調整後 2016年1月1日～	調整前	調整後 2016年1月1日～
養老保険	21%	20%	8%	8%
医療保険	11%	10% ^(※1)	2%	2%
失業保険	1.5%	1%	0.5%	0.5%
生育保険	1%	1%	-	-
労災保険	0.2-1.9% ^(※2)	0.2-1.9% ^(※2)	-	-

※1 内訳：基本医療保険8%、地方附加医療保険2%

※2 業別基準料率(1~8類：0.2%・0.4%・0.7%・0.9%・1.1%・1.3%・1.6%・1.9%)に各企業の前年度の労災保険収支率や労災事故発生率等に基づき決定された料率を適用。

- 各社会保険の負担額は、従業員個人の前年度月平均賃金に基づき算出された納付基数と上述の納付比率によって計算されます(企業の納付基数は、企業内の従業員個人の納付基数の和)。納付基数には上限及び下限が設定されており、上限は上海市の前年度月平均賃金の300%、下限は月平均賃金の60%となります。

上海市における社会保険納付基数の上限・下限

	納付基数上限	納付基数下限	適用期間
2015年度	16,353元	3,271元	2015年4月1日～2016年3月31日
2016年度	17,817元	3,563元	2016年4月1日～2017年3月31日

SMBC NEWS



- 《外来従業員の当市生育・失業保険加入に関する若干問題の通知》（滬府発[2016]20号、2016年3月28日公布、実施期間2016年4月1日～2021年3月31日）によって、2016年4月1日から非上海市戸籍の従業員も生育保険と失業保険に加入することになりました。これにより、上海市の「三険（養老・医療・失業保険）」と「五険（前述の三険及び生育・労災保険）」が統合され、上海市戸籍の有無に関わらず上海市の企業に雇用される従業員は「五険」を享受することになりました。

2. 社会保険納付比率・住宅積立金預入比率の段階的引き下げに関する方針・政策

2016年4月13日、国務院常務会議は、企業負担の軽減・企業の活力増強・就業及び従業員の現金収入増加の促進を目的として、社会保険納付比率と住宅積立金（中国語：住房公積金）預入比率を段階的に引き下げる旨を決定し、それぞれ以下通知をもって具体的な内容を発表しました。

- 《社会保険料率の段階的引き下げに関する通知》（人社部発[2016]36号、2016年4月14日公布）

人社部発[2016]36号の概要

(1) 養老保険の企業納付比率を段階的に引き下げ

- ✓ 企業納付比率が20%超の省（区・市）について、20%まで引き下げる。
- ✓ 企業納付比率が20%且つ2015年末の企業従業員養老保険基金の累計残高が9ヶ月の支払分を上回る省（区・市）は、19%まで段階的に引き下げることが可能。
- ✓ 2016年5月1日から暫定で2年間執行。

(2) 失業保険の納付比率を段階的に引き下げ

- ✓ 企業及び従業員個人の総納付比率は2015年に既に1%引き下げを実施しているが、さらに1～1.5%まで引き下げることが可能（その内、従業員個人の納付比率は0.5%を超えないものとする）。
- ✓ 2016年5月1日から暫定で2年間執行。

(3) 労災保険・生育保険の納付比率を継続して引き下げ

- ✓ 2015年に国務院が決定した、労災保険の平均納付比率0.25%引き下げ、生育保険の納付比率0.5%引き下げを実現。
- ✓ 生育保険と基本医療保険を統合（国務院が関連規定を制定した後実施）。

- 《住宅積立金預入比率の規範化及び段階的且つ適当な引き下げに関する通知》（建金[2016]74号、2016年4月23日公布）

<建金[2016]74号>の概要

- ✓ 住宅積立金預入比率が12%を上回った場合、一律規範的に調整し、12%^(※)を超えないものとする。（※上海市は現在、企業・従業員個人負担分共に7%）
- ✓ 各省・自治区・直轄市の人民政府は実際の状況に合わせ、住宅積立金預入比率を段階的に引き下げる。2016年5月1日から暫定で2年間執行。
- ✓ 生産経営が困難な企業は預入比率の引き下げ以外に、住宅積立金預入の暫時猶予を申請することが可能。企業業績が好転した後、預入比率を引き上げ或いは預入再開、また猶予されていた住宅積立金を追納。

SMBC NEWS



3. 上海市の最低賃金（2016年4月1日～）

■ ≪当市最低賃金基準の調整に関する通知≫（滬人社綜発[2016]11号、2016年3月30日公布）

上海市の最低賃金基準			
	適用対象	調整前	調整後 2016年4月1日～
月額最低賃金基準	法定労働時間内において正常な労働を提供するフルタイム労働者	2,020元	2,190元 （※）
最低時給基準	同一企業において一般的平均労働時間が4時間/日以下、24時間/週以下の非フルタイム労働者	18元	19元

※ 最低賃金には、残業代・各種手当・食費補助・交通費補助・家賃補助及び個人が納付する社会保険料及び住宅積立金は含まない

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23樓/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4樓-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599